

小美玉市告示第 246 号

平成 30 年9月北海道胆振東部地震による被災納税者に対する小美玉市税の申告, 納付等の期限を延長することについて次のとおり告示する。

平成 30 年 12 月 28 日

小美玉市長 島 田 穰 一

小美玉市税条例(平成 18 年小美玉市条例第 54 号。以下「条例」という。)第 18 条の2第1項の規定に基づき, 地方税法(昭和 25 年法律第 226 号)又は条例に定める申告, 申請, 請求その他書類の提出(審査請求に関するものを除く。)又は納付若しくは納入に関する期限のうち, 次の表に掲げる指定区域に住所, 居所又は主たる事業所若しくは事業所を有する者に係るもので, その期限が平成 30 年9月6日から平成 31 年1月 30 日までに到来するものについて, 平成 31 年1月 31 日とする。

都道府県名	指定区域
北海道	勇払郡厚真町, 勇払郡安平町及び勇払郡むかわ町